

糾弾ジャーナリズム批判序説 : 「朝日新聞問題」 を入りに

著者	奥 武則
出版者	法政大学社会学部学会
雑誌名	社会志林
巻	61
号	4
ページ	103-127
発行年	2015-03
URL	http://doi.org/10.15002/00021188

糾弾ジャーナリズム批判序説

——「朝日新聞問題」を入りに——

奥 武 則

はじめに——本稿の課題

2014年という年は、日本のジャーナリズムの歴史にとって長く記憶される年になるだろう。むしろ、「朝日新聞問題」が起こった年として。

ここで「朝日新聞問題」と名付けたものは、

- ① 「慰安婦」報道の取り消し・訂正
- ② 福島第一原子力発電所の事故をめぐる「吉田調書」報道の取り消し
- ③ 「慰安婦」報道の取り消し・訂正（①の記事）についての池上彰氏のコラムの掲載見合わせの3つの出来事とそれに付随して起きたものごとの総称である。

朝日新聞社は、②については同社が従来から設置していた第三者委員会「報道と人権委員会（P R C）」¹に検証を依頼し、①と③については新たに組織した第三者委員会²（以下、「慰安婦問題委員会」）に検討を委嘱した。2つの委員会はすでに結論を「見解」「報告書」としてまとめた³。この間、朝日新聞社の木村伊量社長^{ただかず}が責任をとって辞任し、編集担当役員の解職や②の記事を執筆した記者らの社内処分が行われた。さらに、先の2つの第三者委員会とは別に、朝日新聞の今後のあり方を提言するための「信頼回復と再生の委員会」⁴も組織され、2015年1月5日、朝日新聞社は「再生の理念」と「信頼回復と再生のための行動計画」を発表した⁵。

こうした一連の「朝日新聞問題」は、主として「慰安婦」報道における朝日新聞の責任を迫及するかたちで多くの論議を呼んでいる。従来から朝日新聞を強く批判してきた産経新聞をはじめとし

¹ 委員は、早稲田大学教授（憲法）の長谷部恭男氏、元最高裁判事で弁護士の宮川光治氏、元NHK副会長で立命館大学客員教授の今井義典氏。

² 委員は、元名古屋高裁長官で弁護士の中込秀樹氏＝委員長＝のほか、外交評論家の岡本行夫氏、国際大学学長の北岡伸一氏、ジャーナリストの田原総一郎氏、筑波大学名誉教授の波多野澄雄氏、東京大学大学院情報学環教授の林香里氏、ノンフィクション作家の保阪正康氏の7人。

³ 本稿で参照、引用する「報告書」および「見解」は、朝日新聞社のホームページからリンクしている「朝日新聞 3つの検証委員会」<http://www.asahi.com/shimbun/3rd/> にPDFファイルとして収録されているものを利用した。

⁴ 社内委員3人のほか、社外委員としてジャーナリストの江川紹子氏、弁護士の国広正氏、日産自動車副会長の志賀俊之氏、社会学者の古市憲寿氏の4人が参加。

たメディアの「朝日バッシング」ともいべき状況が生まれている⁶。本稿はもとより、そうした「朝日バッシング」に（そして、それに対する対抗言説にも）参戦する意図はない。しかし、朝日新聞に典型的にみられる日本のジャーナリズムのあり方に従来から強い疑問を持っていたことも確かである。朝日新聞が「吉田調書」報道を取り消し、お詫びをした後、それについて、私は毎日新聞夕刊（2014年9月30日付）文化欄に短い文章を寄稿した。本稿における私の問題意識を端的に示すものであり、以下、〈「糾弾ジャーナリズム」の危うさ——朝日新聞の「吉田調書」報道をめぐって〉と題した全文を引く。

朝日新聞が福島第一原子力発電所の事故をめぐる「吉田調書」に関する報道を誤報と認めた。なぜ、このようなことが起きたのか。記事を取り消し、謝罪した9月12日の同紙を読んで、私は問題の根っこに「糾弾ジャーナリズム」と呼ぶべきものの危うさがあることを痛感した。しかし、2面全部を埋めた「吉田調書をめぐる本社報道 経緯報告」には、そうした視点は欠落していた。多くの論評にもこの点の指摘はないように思える。

5月20日の朝日新聞朝刊記事が「事実」として伝えた部分の骨格は「東電社員らの9割が吉田所長の待機命令に違反し福島第二原発に撤退した」というものである。私は一読、強い違和感を持った。「事実」を裏付けるはずの吉田氏の証言は私にはとてもあいまいに思えた。何で、この証言から「命令違反」と言えるのか、フに落ちなかった。

吉田氏の証言は、なぜか朝日新聞のデジタル版にのみ詳細が載っていた。それを読み、記事は誤報と言えらうと私は考えた。

この問題に関して痛烈に朝日新聞を批判しているノンフィクション作家の門田隆将氏と違って、私は吉田所長の話などはまったく取材していない。しかし、デジタル版に掲載された吉田氏の証言だけから、そういう結論に至ったのである。政府による今回の「吉田調書」の公表も待たずとも、ものごとの道筋を見極める「道理」の感覚を備えたふつうの人はそう判断できただろう。

直接記事を書いた記者たちだけでなく、出稿部門のデスク、紙面製作担当者まで、少なくないプ

⁵ 「信頼回復と再生のための行動計画」については本稿の直接の対象ではないが、「原因分析と決意」と題された部分を読むと「過剰な使命感によって、読者がどう受け止めるかという視点を見失い、公正さや正確さを軽視しました」とある。本稿の観点から言えば、「過剰な使命感」の中身こそが問われるべきだと思われる。この点については、外部委員の一人、国広正氏が的確な「メッセージ」寄せている。本稿末尾に引用した。

⁶ こうした状況を例示する単行本の刊行、雑誌の特集などは枚挙にいとまないが、単行本では、読売新聞編集局『徹底検証 朝日「慰安婦報道」』（中央公論新社、2014年9月30日刊行）と産経新聞社『歴史戦——朝日新聞が世界にまいた「慰安婦」の嘘を討つ』（産経新聞社、2014年10月17日刊行）が代表的である。後者は産経新聞に連載された記事を中心に編集したものである。雑誌では『週刊文春臨時増刊 文藝春秋が報じた「失敗の本質」——「朝日新聞」は日本に必要か』（文藝春秋、2014年10月3日刊行）。

ロのジャーナリストたるべき人たちがかわって、この紙面はできたはずだ。なぜ彼らはこの「道理」の感覚を喪失してしまったのか。

5月20日の朝日新聞朝刊の1面前文は、東京電力の対応を批判する次のような文章で結ばれていた。

「(所員の9割に当たる約650人が待機命令に違反して福島第二原発に撤退した後)放射線量は急上昇しており、事故対応が不十分になった可能性がある。東電はこの命令違反による現場離脱を3年以上伏せてきた」

「命令違反があったか、なかったか」という点以上に、私はこの部分について「おかしいな」と感じた。記事の本文を読んでも、放射線量が急上昇した事実はともかく、「事故対応が不十分になった可能性」はまったく検証されていなかった。東電の「情報隠ぺい」に関しては、ある意味「言いがかり」ではないかと思った。「吉田調書」は政府事故調が報告書を作成する過程で行った事情聴取の記録である。東電には直接関係ない。

東電の事故対応に不手際があり、適切な情報公開行われてこなかったことについては多くの指摘がある。朝日新聞などのメディアもそうした記事を書いてきた。今回、「誤報」と認めた記事は、この前文の結語から明らかなように、こうした一連の流れの中で、新たな「東電糾弾」の有力な「事実」として書かれたのである。

「糾弾すべき対象としての東電」がまずはあった。朝日新聞の記者たちは「どこかにその材料はないか」という視点で「吉田調書」を検討した。「全体」をとらえることなく、「2Fに行けといったつもりはなかった」という、吉田氏の「片言節句」に飛びついた。「糾弾ありき」の前のめりの姿勢がプロのジャーナリストに不可欠な「道理」の感覚の喪失につながったのである。

政府や大企業など広い意味での権力を批判することがジャーナリズムの役割であることを否定するつもりはない。だが、どのような場合でも事実が何よりも大切なことは論をまたない。付言すれば、「朝日新聞」を批判する言論が「糾弾ジャーナリズム」の弊に陥らないためにも真摯な事実解明に基づく「道理」の感覚が求められる。

ここで直接の対象としているのは、「朝日新聞問題」のうち、②だけであるが、〈「糾弾ジャーナリズム」の危うさ〉という視点は、①についても同様に当てはまると考えていた⁷。朝日新聞社の2つの委員会が「見解」と「報告書」を公表し、それらに対する朝日新聞社の対応も明らかになっ

⁷ 「朝日新聞問題」のうち、③は他の2つとは問題の質が違う。③は直接、朝日新聞の報道にかかわることではなく、社外の筆者の寄稿の掲載を見合わせたことに起因する問題である。筆者の池上氏は、朝日新聞が「慰安婦」報道を取り消し・訂正した際に謝罪がなかったことを批判した。これに対して当時の木村社長が難色を示しことによって、編集サイドが掲載する意向だったにもかかわらず、掲載見合わせとなった。ここには、新聞社における「経営」と「編集」の関係といった重要な論点が含まれているが、「取材・報道」のあり方を主題とする本稿では、③は取り上げない。

た。本稿は、それを受けて、上記小文の趣旨を①の問題を中心にヨリ一般的なかたちで展開することを目指さず⁸。

私の直接的な関心は、問題となった記事の取材・報道のプロセスにある。「朝日新聞問題」には、朝日新聞の一連の報道が韓国サイドや欧米諸国の「慰安婦」問題の理解に与えた「国際的な影響」などいくつもの重要な問題が含まれている。しかし、当たり前のことだが、それらはそもそも記者が個々の記事を取材し、朝日新聞が報道しなければ起きなかった（あるいは問題化しなかった）出来事である。「国際的な影響」その他が重要な問題であることは明らかだが、本稿では、「朝日新聞問題」の〈初発〉に目を凝らしたい。

こうした限定を付したうえで「朝日新聞問題」が内包する問題の質は、個別朝日新聞の問題にとどまらない。本稿は「朝日バッシング」とそれに対する「対抗言説」との双方に距離を置きつつ、「朝日新聞問題」を「糾弾ジャーナリズム」批判の視点から検討する。それは、なにほどこか、現代におけるジャーナリズムをめぐる普遍的な問題を考察することにもつながるだろう。

1 朝日新聞の「慰安婦」報道検証

この問題の直接的な「出発点」は、2014年8月5日と6日、両日とも2つの面全部を使って掲載された「検証」記事である（5日1面には、当時の編集担当取締役の「慰安婦問題の本質 直視を」と題した総論的な論文も掲載された）。ここでこれらの記事の全容を紹介することはできない。以下、本稿の考察に必要な限りで、その根幹と思われる部分にごく簡単にふれたい。

(1) 吉田証言

朝日新聞1982年9月2日付朝刊社会面（大阪本社版）は、「朝鮮の女性／私も連行／元動員指揮者が証言／暴行加え無理やり／37年ぶり 危機感から沈黙破り」という見出しで、吉田清治（故人）なる人物の証言を初めて記事にした。吉田は大阪市で開かれた講演会で1943年初夏の2週間、当時日本の植民地だった朝鮮半島の済州島^{チェジュド}で完全武装の日本兵とともに現地の若い女性200人を奴隷狩りのようにして連行し、皇軍慰問女子挺身隊という名前で戦地に送り出したことなどを語った。朝日新聞はこの記事を含めて、吉田証言にふれた記事を計16本⁹（外部筆者によるもの3本を含む）掲載した。

⁸ 私自身、新聞社に長く在籍し（注10参照）、いま大学という場で「ジャーナリズム」にかかわる授業を行っている。そうした立場から、今回の「朝日新聞問題」は、自分自身に突き付けられた問題でもある。そうした思いを抱えて匆々のうちに書いたのが、ここに引いた毎日新聞への寄稿である。私自身、「本業」と考えている研究領域は「ジャーナリズム史」であり、「いま・ここ」のジャーナリズムのあり方について発言するのは必ずしも本意ではない。だが、重ねて言えば「自分自身に突き付けられた問題」でもある。本稿もごく限定的なかたちで問題設定した「序説」に過ぎないが、やむにやまれぬ思いで執筆したことを諒とされたい。

「検証」紙面は、「裏付けとれず虚偽と判断」との見出しで、「吉田氏が済州島で慰安婦を強制連行したという証言は虚偽だと判断し、記事を取り消します。当時、虚偽の証言を見抜けませんでした」と記した。

(2) 元慰安婦の証言報道

朝日新聞1991年8月11日付朝刊社会面（大阪本社版）は、「元朝鮮人従軍慰安婦 戦後半世紀重い口開く／思い出すと今も涙／韓国の団体聞き取り」という見出しの記事を掲載した。記事は当時、大阪本社社会部に所属していた植村隆記者がソウルから送った署名記事で、この段階では匿名ではあったが、元朝鮮人従軍慰安婦の女性が初めて自らの体験を語ったものだった。この女性は間もなく他の元慰安婦らとともに日本政府に戦後賠償を求める訴訟を東京地裁に提起した。植村氏は同年12月25日にも朝日新聞朝刊に「かえらぬ青春 恨の半生／日本政府を提訴した元従軍慰安婦・金学順さん／ウソは許せない 私が生き証人」という見出しの記事を署名入りで書いた。

「検証」記事によると、①植村記者がこの訴訟を支援していた団体の幹部だった義母から便宜を受けて記事を書いた②その際、この女性が妓生（キーセン）学校に通っていたことを隠し、人身売買だったにもかかわらず強制連行されたように記事を書いた——などの疑問が寄せられたという。これに対して「検証」の結論は、「記事に事実のねじ曲げない」（見出し）というものだった。

(3) 「軍関与」の記事

朝日新聞1992年1月11日付朝刊は、「慰安所 軍関与示す資料／防衛庁図書館に旧日本軍の通達・日誌／部隊に設置指示／募集含め統制・監督／「民間任せ」政府見解揺らぐ／参謀長名で、次官印も」という見出しで、「慰安婦」問題について、従来の日本政府の見解を揺るがす「新資料」が見つかったことを「特ダネ」として掲載した。1面トップの扱いだった。

この記事について、「検証」は「慰安婦問題を政治問題化するために、宮沢喜一首相が訪韓する直前のタイミングを狙った「意図的な報道」などという指摘があります」という読者からの疑問を設定したうえで、「政府は報道の前から資料の存在の報告を受けていました」などとして、「意図的な報道」を否定した。

⁹ 16本のうち、3本は「声」（投書欄）など外部の筆者によるもので、「吉田氏に関する記述が朝日新聞やテレビの報道の引用であることなどを考慮し、非公表が適当と判断」、もう1本は記者が書いた記事だったが、「[著作物の引用が多く、その] 編者である団体名が記載されていることなどから公表は見合わせました」（2014年10月10日付朝日新聞朝刊）とされたが、「慰安婦問題委員会」の指摘を受け、記者が書いた記事は公表された。なお、その後、全文取り消し記事1本、一部取り消し記事1本が追加された（2014年12月23日朝日新聞朝刊）。

2 「吉田証言」報道——「先入観」

「報告書」は資料を含めて全115ページに及ぶ膨大なものである。短い期間に精力的な関係者の聞き取りを行ったことがうかがえる。ここでは、本稿の関心に即して、前項の（1）～（3）の順で、「報告書」が明らかにした取材・報道のプロセスとその問題点を記す。本節では（1）について述べる。

吉田清治の証言についての最初の記事（1982年9月2日付）の取材・報道経過は、結論的に言えば、「不明」の一語に尽きる。吉田は、掲載日の前日に大阪市の浪速解放会館において行われた「旧日本軍の侵略を考える市民集会」（反安保府民共闘会議主催）で「済州島における慰安婦狩り出しの実態」と題して講演した。記事は、この内容を伝えたものである。「報告書」は「この記事執筆した記者、執筆意図、吉田氏の講演内容の裏付け取材したのかについては判明しない」として、次のように記している。

当初執筆者と目された清田治史は記事掲載の時点では韓国に語学留学中であって執筆は不可能であることが判明し、上記記事中の写真説明を書いた記者（当時大阪社会部）は、講演会場に赴いて写真を撮影したのは自分であるが、記事執筆の点を含めて細かい記憶はなく、当日のデスクの指示により写真を撮ったものと考えられ、事前準備もなしにこれだけの記事を出稿できるものではないなど記事執筆を否認して、その供述に合理性がないわけではない。（下線は引用者、以下同様）

下線部分から推測すると、当該記者は「会場で写真は撮ったが、記事は書いていない。事前に別の記者が吉田に当日の講演内容を取材していて、それを記事にしたと思われる」と主張しているようだ。32年前の出来事であり、現在のように署名入りが一般的になっていない時期の記事であるから、やむを得ないと思う人も多いかもしれない。しかし、私自身の新聞記者体験¹⁰に照らして考えると、当該記者の供述の信ぴょう性に大きな疑問を抱くことを禁じ得ない。「その供述に合理性がないわけではない」という「報告書」の評価には首を傾げる。

ライターである大阪社会部記者が写真だけを撮りに現場に行くことは通常、あり得ない。朝日新聞大阪本社にはかなりの部員をかかえた写真部がある。写真撮影だけなら、写真記者（カメラマン）を出せばいい。むしろライターである記者が写真を撮影することはしばしばある。だが、それは記事を書くことが前提である。当該記者が言うように講演内容について事前取材が行われていて記事はその記者が書いたとしても、講演会場に行った当該記者が記事にまったく関与していなかつ

¹⁰ 私は1970年4月から2003年3月まで、33年間、毎日新聞社に在籍した。一線記者としては鹿児島支局、西部本社報道部、東京本社学芸部で勤務し、出稿部のデスクも当日の紙面の編集責任を担う編集局次長の仕事も経験した。

たはずはない。事前取材の通りに実際に講演するかどうかは、現場にいた記者にしか分からない。

いずれにしろ、大きな問題の「発火点」となった記事は慰安問題委員会の検証でも、その取材・報道過程は藪の中ということになる。

朝日新聞は、この後も先に述べたように、最初の「吉田証言」をはじめ、吉田へのインタビューなどによって、多くの記事を掲載した。1991年10月10日付朝刊（大阪本社版）では、連載企画「私たちの太平洋戦争」の1つとして、「従軍慰安婦 加害者側から再び証言／乳飲み子から母引き裂いた／「実際、既婚者が多かった」／「日本は今こそ謝罪を」という見出しで、「吉田証言」を取り上げた。「私はもう年、遺言のつもりで記録してほしい」と語る吉田清治さん＝東京都内で」という説明がある写真も付いている。

この記事は公表された「取り消しリスト」から当初、除外された記事（注9参照）とともに「編集委員・井上裕雅」の署名記事である（「報告書」では「編集委員の署名記事」とあるだけで、実名は記されていない）。「報告書」には、当該編集委員に聞き取りした結果が次のように記されている。

この編集委員は、上記記事執筆前に吉田氏に会っているはずだが、取材に至る経緯を含めて記憶になく、吉田氏の著書や吉田氏に関する過去の朝日新聞記事を参照した記憶や吉田氏の経歴調査等の裏付け調査をした記憶もないと言うほか、引用した講演録の基となった集会にも自分は参加していないと思うと言う。

ここで「上記記事」とは、リストから外された記事である。「報告書」によると、朝日新聞社は「著作物からの引用が多い」という理由で除外したという。当該編集委員はにわかに「記憶喪失」に陥ったらしい。どうやって、この署名記事を書いたのだろうか。

さらに先に見出しと写真説明で紹介した記事については、記事の前文中に「吉田さんは五月二十二日の本欄で、加害者としての自分について証言したが〔リストから除外された記事を指す〕、改めて胸中を吐露した。その間三時間」とある。「報告書」は、当該編集委員への聞き取り結果を次のように記している。

筆者は、記事中に3時間余り吉田氏を取材したとの記載があるが上記aの記事〔リストから除外された記事を指す〕の取材と同様にあまり記憶がない、記事左下の関連記事も自分が書いたとは思おうと言う。

「記事左下の関連記事」とは、「考える集い・催し次々と／岡山・大阪… 各地に広がる関心」という見出しのもと、「従軍慰安婦問題への関心が韓国・日本各地で急速に関心が広がっている」状況を伝えた記事である。11月9日に大阪市で開かれる「いま、朝鮮人強制連行を問う！」と題した集会が開かれることにふれ、「吉田さんらが参加する予定だ」と記している。

3時間も話を聞いたのである。その話は、見出しにあるような「乳飲み子から母引き裂いた」といった衝撃的な内容だった。その話をもとにこれだけの記事を署名入りで書きながら、「あまり記憶がない」とはまことにもって不可解な話である。

「報告書」は、「吉田氏が当時講演やインタビューにおいて報道されたような内容の発言をしたことは否定できない。したがって、当時吉田氏が講演やインタビューで証言したこと及びその内容を報道したこと自体を非難することはできない」という。つまり、吉田が講演したことやその内容は「吉田がそう話した」というレベルでは事実なのだから、それを報道したこと自体は「あり」というわけである。

さらに、吉田の証言なるものが「戦時中の朝鮮における行動に関するものであり、取材時点で少なくとも35年以上が経過していたことを考えると、裏付け調査が容易ではない分野」として、「1980年代の記事については、その時点では吉田氏の言動のみによって信用性判断を行ったとしてもやむを得ない面もある」と、限定的ながら、朝日新聞の報道に理解を示している。

前段の「当時吉田氏が講演やインタビューで証言したこと及びその内容を報道したこと自体を非難することはできない」とした委員会の判断には私も異論はない。だが、「非難することができない」のは、あくまでも「報道したこと自体」に限られると、私は考える。「報道の仕方」というレベルで考えると、事態はまったく変わる。

「吉田証言」やインタビューにふれた朝日新聞の記事は、単に「吉田という男が、こういうことを言っている」という報道だったわけではない。それらは、当初から戦時中、慰安婦とされた朝鮮人女性が「奴隷狩り」のようなかたちで強制連行されたことを直接的に示す「証言」として吉田の語りを引いたのである。それらの記事は当初の記事が第2社会面（大阪本社版）トップ記事だったのでをはじめ、いずれも相当に大きな扱いで紙面化された。こうした「報道の仕方」をする以上、「聞いたままを書く」だけという取材・報道態度は通常の新聞記者感覚にはなじまないだろう。しかも事件・事故のように必ずしも速報が求められているわけではない。最初の講演会記事に関しては、現場で写真を撮影したことは認めている記者は、「事前の準備」さえ示唆しているのである。後に現代史家の秦郁彦氏が行ったような濟州島での現地調査は、この段階では無理としても、吉田の語る「山口県労務報国会下関支部動員部長だった」という経歴とこの組織の業務内容についてだけでも調べることはできたのではないか¹¹。

むろん「報告書」も「報道の仕方」を問題にしていないわけではない。次のように指摘している。

¹¹ ちなみに、翼賛運動史刊行会編『翼賛国民運動史 全』（翼賛運動史刊行会、1954年）によると、国家総動員運動の中、大日本産業報国会の一環として大日本労務報国会（労報）が1943年6月に設立された（同書、1007～1009ページ）。これに前後して各県レベルでも労報が結成された。「日雇労働者の能力を最高度に発揮せしむると共に、これが勤労の育成培養に適正なる配置を図るは、勤労働員完遂喫緊の要務なり」（労報設立に関する政府通牒）とあるように、労報の目的は、港湾労働者、大工、左官など日雇いのかたちで仕事を行う「自由労働者」の組織化を目指したもので、業務の範囲は内地に限られていた。

しかし、韓国事情に精通した記者を中心にしたそのような証言事実はあり得るとの先入観がまず存在し、その先入観が裏付け調査を怠ったことに影響を与えたとすれば、テーマの重要性に鑑みると、問題である。

「先入観」の存在は正しい。「与えたとすれば」といった仮定は必要ないだろう。しかし、私見では、問題を根本的なレベルで考えるには「先入観」という説明だけでは十分ではない。むしろ「先入観」は存在した。しかし、「先入観」をできるだけ排するのが取材記者に求められる職業倫理である。必要なのは、「なぜそのような先入観を持ったのか、そしてなぜ持ち続けたのか」という問いかけである。この問いに対する答えを追究することが、本稿の課題となる。

3 元慰安婦の証言報道——「寄り添うこと」

2つの記事はともに当時、大阪社会部に在籍した植村隆記者が取材し、執筆したものである。最初の記事(1991年8月11日付朝刊)は朝日新聞のスクープ報道だった。そのため、「報告書」の表現を使えば、「取材経緯に関して個人的な縁戚関係を利用して特権的に情報にアクセスしたなどの疑義」が指摘されていた。植村氏が匿名で記事にした元慰安婦は他の元慰安婦らとともに同年12月、日本政府を相手取って損害賠償請求の訴訟を起こす。植村氏の妻の母(植村氏の義母)は、その訴訟を支援する太平洋戦争被害者遺族会(遺族会)の常務理事だったのである。

この点について、「報告書」は「そのような事実は認められない」と断定的に否定し、その理由を次のように説明している。

植村は、当時のソウル支局長から紹介を受けて挺対協[韓国挺身隊問題対策協議会]のテープにアクセスしたという。そのソウル支局長も接触のあった挺対協の尹氏[共同代表の尹貞玉氏^{ユンジョンオク}]からの情報提供を受け、自身は当時ソウル支局が南北関係の取材で多忙であったことから、前年にも慰安婦探しで韓国取材していた大阪社会部の植村からちょうど連絡があったため、取材させるのが適当と考え情報を提供したと言う。これらの供述は、ソウル支局と大阪社会部(特に韓国留学経験者)とが連絡を取ることが常態であったことや植村の韓国における取材経歴等を考えると自然ではない。また植村が元慰安婦の実名を明かさないうまま記事を書いた直後に、北海道新聞に単独インタビューに基づく実名記事が掲載されたことをみても、植村が前記記事を書くについて特に有利な立場にあったとは考えられない。

植村氏は『文藝春秋』(2015年新年号、2014年12月発行)に、自身に寄せられた一連の批判に反論する手記を寄せた(「慰安婦問題「捏造記者」と呼ばれて」、以下「手記」)。この「手記」は、「報告書」が簡略に記述している「便宜供与疑惑」を含めて、詳細な反論をしており、本稿の課題にも深くかかわる。「便宜供与疑惑」以外に関しては、後に言及するが、この疑惑については、私

は「報告書」の判断に誤りはないと考える。

「手記」に書かれている反論のうち、「報告書」がふれていないものを少し紹介しておこう。植村氏は元慰安婦の録音テープを挺対協共同代表の尹貞玉氏に聞かせてもらったという。挺対協は、植村氏の義母が常務理事を務める遺族会とはまったく別の組織である。保守的な遺族会は挺対協と政治的な傾向が違う。また、植村氏の義母が名乗り出た元慰安婦と初めて会ったのは植村氏の記事が掲載されてから40日も後のことだったという。

しかし、「便宜供与」がなかったとしても、植村氏の取材・報道のプロセスに問題がなかったわけではない。当該記事の前文を読んでみる。

【ソウル10日＝植村隆】日中戦争や第2次大戦の際、「女子挺身隊」の名で戦場に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた「朝鮮人従軍慰安婦」のうち、1人がソウル市内に生存していることがわかり、「韓国挺身隊問題対策協議会」（尹貞玉・共同代表、16団体約30万人）が聞き取り作業を始めた。同協議会は10日、女性の話を録音したテープを朝日新聞記者に公開した。テープの中で女性は「思い出すと今でも身の毛がよだつ」と語っている。体験をひた隠しにしてきた彼女らの重い口が、戦後半世紀近くたって、やっと開き始めた。

「挺身隊」と「慰安婦」の混同については、朝日新聞の「検証」記事でも「読者の疑問」に答える項目の1つだった。上記記事についても「誤用」を認めた（「誤用」問題については、注17参照）。しかし、「手記」を読む限り、植村氏は少なくとも「誤用」はしていないと考えているようだ。例えば、次のように書いている。

しかし、私自身は〈「女子挺身隊」の名で〉は、決して〈女子挺身勤労令よっての連行〉ということの意味したものではなかった。植村は記事では〈だまされて慰安婦にされた〉とはっきり書いており、強制連行とは書いていない¹²。

さらに、大阪本社版の記事が翌日の東京本社版に掲載された際には全体の分量が965字から472字に削られ、元の記事の前文にあった〈「女子挺身隊」の名で〉という部分も省略されているとして、「もしこの女性が、〈女子挺身勤労令による連行〉なら、それは強制連行を示す重要な大きなポイントなので、記事の核になる。字数調整をしたとしても、その部分は省略できないはずだ」と述べている。

引用した部分は一読、一般の読者には何を言いたいのか分からないのではないかと。私自身、植民地だった朝鮮半島を含めた戦中の国民総動員の体制についての知識は乏しいが、植村氏が書いている「女子挺身勤労令」は戦争末期の1944年8月に出された。農業従事者以外の満12歳から40歳の

¹² この引用部分は文章的におかしいが、原文のままである（念のため）。

未婚女性が動員の対象だった。しかし、それ以前に地域や学校などを単位にした自主的な女子挺身隊も生まれて、工場などで働いていた。一方、朝鮮半島では戦争終了まで女子挺身勤労令そのものは適用されなかった。ただし司令が施行される以前の内地と同様、さまざまな官斡旋のかたちで「女子挺身（勤労）隊」があって、本土にもわたっていたという¹³。

こうした「初歩的な知識」を手に入れると、植村氏の書いていることがさらに意味不明になる。植村氏が例示している「女子挺身勤労令による連行」は朝鮮半島ではありえない。しかも、植村は〈「女子挺身隊」の名で〉と〈女子挺身勤労令による連行〉とを対比させて、自分は後者の表現は使っていないと述べている。植村氏がなにゆえに「女子挺身勤労令」を持ち出したか、その意図は不明だが、「強制連行」というのは「女子挺身勤労令」によるもので、自分は「女子挺身勤労令にふれていない」から、記事は「強制連行」と関係ないと主張したいのだろうか。しかし、先に引いた前文に明らかなように、植村氏は〈「女子挺身隊」の名で戦場に連行され〉と書いていた。ところが、「手記」ではなぜか、「戦場に連行され」の部分を省略しているのである。

たしかに記事の本文には、「女性の話によると、中国東北部で生まれ、17歳の時、だまされて慰安婦にされた。200-300人の部隊がいる中国南部の慰安所に連れて行かれた」と書いている。「連行」も「強制連行」も言葉としては使われていない。だが、ふたたび引けば、前文には「「女子挺身隊」の名で戦場に連行され」とあるのだ。「報告書」は、次のように述べている。

しかし、植村は、記事で取り上げる女性は「だまされた」事例であることをテープ聴取により明確に理解していたにもかかわらず、同記事の前文に、「「女子挺身隊」の名で戦場に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた「朝鮮人従軍慰安婦」のうち、一人がソウル市内に生存していることがわかり」と記載したことは、事実は本人が女子挺身隊の名で連行されたのではないのに、「女子挺身隊」と「連行」という言葉の持つ一般的なイメージから、強制的に連行されたという印象を与えるもので、安易かつ不用意な記載であり、読者の誤解を招くものと言わざるをえない。

まことに適切な指摘である¹⁴。

植村氏は慰安婦問題委員会の聞き取りに対して、「あくまでもだまされた事案」と認識しており、「単に戦場に連れて行かれたという意味で「連行」という言葉を用いたに過ぎず、強制連行された

¹³ 以上は、朴裕河『帝国の慰安婦——植民地支配と記憶の闘い』（朝日新聞出版、2014年）52ページ、58～60ページ、秦郁彦『慰安婦と戦場の性』（新潮社、1999年）366～376ページによる。他に、外村大『朝鮮人強制連行』（岩波書店、2012年）も参照した。

¹⁴ 記事の前文の持つインパクトについても、「報告書」は次のように適切に指摘している。「前文は一読して記事の全体像を読者に強く印象づけるものであること、[本文中に]「だまされた」と記載してあるとはいえ、「女子挺身隊」の名で「連行」という強い表現を用いているため強制的な事案であるとのイメージを与えることからすると、安易かつ不用意な記載である。そもそも「だまされた」ことと「連行」とは、社会通念あるいは日常の用語法からすれば両立しない」。

と伝えるつもりはなかった」と説明したという。「報告書」は「安易かつ不用意な記載」としているが、私には読者のイメージを操作するため、という意味では、むしろ周到に考え抜かれた語句の選択だったように思える。

こうした植村氏の周到さは、当該記事および1991年12月25日付朝刊の記事で、元慰安婦の経歴として、いわゆるキーセン学校の出身であることにふれなかった点にも見ることができる。後の方の記事を一部引く。日本政府に対する損害賠償請求訴訟を起し、実名を明らかにした元慰安婦に対する弁護団の聞き取り調査に同行して書いた植村氏の署名記事である。

「私は満州（現中国東北部）の吉林省の田舎で生まれました。[……] 私が生後100日位の時、父が死に、その後、母と私は平壤へ行きました。貧しくて学校は、普通学校（小学校）4年で、やめました。その後は子守をしたりして暮らしていました」

「「そこへ行けば金もうけができる」。こんな話を、地区の仕事をしている人に言われました。仕事の中身はいいませんでした。近くの友人と2人、誘いに乗りました。17歳（数え）の春（1939年）でした」

「平壤駅から軍人たちと一緒に列車に乗せられ、3日間。北京を経て、小さな集落に連れて行かれました。[……]」

「報告書」によれば、この記事を書いた時点で、植村氏は訴状の記載などから元慰安婦がキーセン学校に通っていたことは知っていた。しかし「キーセン学校へ通ったからといって必ず慰安婦になるとは限らず、キーセン学校に通っていたことはさほど重要な事実ではないと考え」、記事の手直しは特にしなかったという。

1991年11月25日、弁護団は裁判準備のために元慰安婦に聞き取り調査を行った。植村氏はこれに同行した。12月25日の記事は、この際の聞き取りをもとにしたものである。「手記」で植村氏自身が語っていることによると、11月25日の聞き取り内容は、別の媒体¹⁵に記載され、そこには「キーセン学校に入り、将来は芸人になって生きて行こうと決心した」とあるという。したがって植村氏は、訴状の記載内容でキーセン学校の経歴を初めて知ったわけではないことは明らかである。

キーセン（妓生）は、日本の芸妓に相当する存在とされることが多い。しかし、その歴史は古く、具体的な存在形態は多様である。ここでは、到底、そうした問題にふれることはできない¹⁶。植村氏が言うように「キーセン学校へ通ったからといって必ず慰安婦になるとは限らず」というのはそ

¹⁵ 「日本の戦後責任をハッキリさせる会」の『ハッキリ通信』第2号。「1991年12月6日の提訴のころに発行されたものだ」（「手記」）。

¹⁶ 朝日新聞の「検証」記事は、キーセンとキーセン学校について、次のように解説している。「キーセン学校は宴席での芸事を学ぶ施設だ。韓国での研究によると、学校を出て資格を得たキーセンと遊郭で働く遊女とは区別されていた。中には生活に困るなどして売春行為をしたキーセンもあり、日本では戦後、韓国での買春ツアーが「キーセン観光」と呼ばれて批判されたこともあった」

の通りに違いないが、慰安婦になった女性の経歴としてキーセン学校に通っていたことが「さほど重要な事実ではない」と言えるだろうか。「報告書」の指摘を読もう。

キーセン学校に通っていたからといって、金氏〔元慰安婦〕が自ら進んで慰安婦になったとか、だまされて慰安婦にされても仕方がなかったとはいえないが、この記事が慰安婦になった経緯に触れていながら、キーセン学校のことを書かなかったことにより、事案の全体像を正確に伝えなかった可能性はある。植村の「キーセン」イコール慰安婦ではないとする主張は首肯できるが、それならば、判明した事実とともに、キーセン学校がいかなるものであるか、そこに行く女性の人生がどのようなものであるかを描き、読者の判断に委ねるべきであった。

植村氏の書いた記事は、「貧しくて学校は普通学校（小学校）4年で、やめました」から「その後子守りをしたりして暮らしていました」と続き、いきなり「17歳の春」に飛ぶ。「そこへ行けば金もうけができる」。こんな話を、地区の仕事をしている人に言われました、つまり、だまされて慰安婦されたというのだ。この間、元慰安婦はキーセンになるべくキーセン学校に3年間通っていたのである。

最初の記事で、植村氏は「女子挺身隊」の名で戦場に連行され」と前文に書いた。この記事執筆の段階では、元慰安婦はあるいはキーセン学校について語っていなかったかもしれない。しかし、自ら明らかにしているように、2回目の記事を書く前には間違いなくキーセン学校に通っていたという経歴を知っていた。そのうえで「重要ではない」と省略したのである。ここに、植村氏の周到さを感じるのは私だけではないだろう。

こうした一連の周到さを生み出しているものは何なのか。本稿における私の関心はここにある。その点は後にふれるとして、植村氏の記事については、朝日新聞の「検証」記事も「報告書」もふれていない問題点を指摘しておく。

すでに述べたように、植村氏は、韓国挺身隊問題対策協議会（挺対協）の共同代表だった尹貞玉氏から聞かせてもらった元慰安婦の「証言テープ」によって最初の記事を書いた。「手記」によると、その「取材」は、「証言者はマスコミの取材を受けることを拒否しており、名前も教えられない、と言われた。しかし、テープを聞かせることはできるという。インタビューではない。質問もできない」というものだった。植村氏は「私は重要なニュースだと思った。確かな情報源のためテープでも問題ないと判断した」と記事にした理由を説明している。

挺対協は1990年11月に結成され、元慰安婦の支援する団体として韓国内で大きな影響力を発揮するようになった民間の組織である。その名の通り、本来全く違った存在である「女子挺身隊」と「慰安婦」とを混同¹⁷してスタートした。その点はともかく、あくまでも元慰安婦を支援する運動団体であり、その意味では中立的な存在ではない。つまり、植村氏は、運動団体の用意したテープを聞かされただけで記事を書いたのである。ある問題について取材・報道する際、その問題をめぐる運動団体にアプローチし、さまざまな情報を得ることは当然ありうる。むしろ取材の常道の1つ

と言ってもいい。だが、通常、そこから得た情報や素材だけで記事を書くことはないだろう。その後、元慰安婦の証言はさまざまに変遷することになるのだが、私には、この段階での植村氏の取材・報道のあり方に大きな問題を感じる。

「だまされて慰安婦になった」という認識を持ち、本文にはそのように書きつつ、記事の前文で「女子挺身隊」の名で戦場に連行され」と読者に誤ったイメージを与える書き方を取り、キーセン学校に通っていたという経歴を省略する周到さは、ここではまったく発揮されていない。どうして、植村氏はここでも周到さを発揮しなかったのか。「手記」で植村氏は、自身の取材のスタンスについて、次のように書いている。

慰安婦になった経緯はどうであれ、十代の娘が慰安婦にさせられたという事実に向き合うことが、大切なのではないだろうか。そのつらい思い、悔しい気持ちに寄り添うことこそが重要なのではないか。

「寄り添う」という言葉は、私も新聞記者時代によく先輩や同僚記者から聞いた。被差別部落問題など人権問題に精力的に取り組んでいる記者が発することが多かった。若かった私には「寄り添う」という言葉がとても魅力的に思えた。しかし、その後、「寄り添う」のは支援者や支援団体の仕事ではないのか、新聞記者の立つ場所とは「寄り添う」位置ではないと考えるようになった。むしろ、「つらい思い、悔しい気持ち」を抱く人々の声を真摯に聞くことは重要だ。だが、それは「寄り添う」ことではないだろう。

植村氏が元慰安婦を支援する運動団体に聞かせてもらったテープだけで記事を書いていいと考えたのは、この「寄り添うことこそが必要」という取材スタンスとつながっている。そこにどのような心的機制が働いているのだろうか。その点に光を当てることが、本稿の更なる課題である。

4 「軍関与」の記事——「フレーム」作り

問題の記事は、防衛庁防衛研究所図書館所蔵の公文書に、旧日本軍が戦時中、慰安所の設置や慰安婦の募集を監督、統制していたことや、現地の部隊が慰安所を設置するよう命じたことを示す文書があったとの内容だった。朝日新聞の「検証」記事は、「慰安婦問題を政治問題化するために、宮沢喜一首相が訪韓する直前のタイミングを狙った「意図的な報道」などという指摘」があったとしたうえで、それを否定した。

¹⁷ この混同は、当時の韓国国内で漠然とあった認識を反映したものと言える。「女子挺身隊」と「慰安婦」の混同について、朝日新聞は「検証」記事で、本文で述べたように、植村氏の記事などで「女子挺身隊」という表現の「誤用」があったことを認めた。韓国国内だけでなく、日本でもある時期まで両者の混同があったことを考えると、この点に関して植村氏に悪意のねつ造等の意図があったとは思われない。

報道の「タイミング狙い」問題は後に検討する。その前にこの記事のニュース価値そのものを吟味する必要がある。

「報告書」は、それ以前の政府の国会答弁の解釈（軍の関与を完全に否定していた趣旨だったと言えるのか）や「スクープ記事」が伝えた資料の解釈（軍の関与が認定できるのか、できるとしてどの程度か、また従前の政府見解や国会答弁と相反するのか）などについては「なお議論が存するものであることを考え合わせても、その掲載自体に問題があったとはいえない」と記している。

「その掲載自体」という表現が何を意味するのかわからない。この記事は1992年1月11日付朝日新聞朝刊1面のトップに掲載された。1面トップ記事は、いうまでもなく新聞社がその日のニュースの中でもっともニュース価値が高いと判断したものである。「報告書」が「なお議論が存する」として列挙している点を吟味して「ニュース価値」を判断したとすると、当該資料の「発見」それ自体をニュースとして掲載することに「問題があったとはいえない」としても、「1面トップの大ニュース」にはとてもならなかったのではないだろうか。記事の素材についての評価については、例えば、現代史家の秦郁彦氏が「ニュースになるほどの材料かなあと疑問に思った記憶がある」¹⁸と記している。一方の解釈にだけ拠ったニュース価値の判断の結果としての「1面トップ記事」だったように私には思える。

次に朝日新聞の「検証」記事にあった「慰安婦問題を政治問題化するために、宮沢喜一首相が訪韓する直前のタイミングを狙った「意図的な報道」などという指摘」について検討する。「報告書」は、次のように指摘している。

掲載時期について、朝日新聞があらかじめ入手していた資料をすぐに記事にせず、政治問題化を狙って首相訪韓直前のタイミングで記事にしたとの指摘がある。この点について、担当記者は、資料にニュース性があると判断したのは1991年の年末であったものの、図書館で資料を実際に確認できたのは翌年1月に入ってからであったため、その後急いで記事をまとめたことと説明している。上記証言には不自然な点も残るが、「資料を早期に入手していたにもかかわらず（資料を寝かせ）、宮沢首相訪韓直前のタイミングをねらって記事にした」という実態があったか否かは、もはや確認できない。

「資料にニュース性があると判断した」際に、記者は「資料を実際に確認」していなかったのだろうか。朝日新聞の「検証」記事によると、資料は吉見義明・中央大教授が1991年12月下旬、防衛研究所図書館で存在を確認し、面識があった朝日新聞の東京社会部記者に概要を連絡したという。

¹⁸「防研図書館の「陸支密大日記」は三十年前から公開されていて、慰安婦関係の書類が含まれていることも、軍が関与していたことも、研究者の間では周知の事実だった」「私はこの頃、他のテーマで防研図書館に通っていて、旧知の吉見氏〔吉見義明中央大学教授〕から「発見」と「近く新聞に出る話」も聞いていたが、ニュースになるほどの材料かなあと疑問を持った記憶がある」（前掲『慰安婦と戦場の性』12ページ）。

吉見教授は当然、文書のコピーを手にしてはいたはずだ。記者はすぐにこのコピーは入手できただろう。次の「記者は年末の記事化も検討したが、文書が手元になく、取材が足りないとして見送った」という説明は、その点で理解に苦しむ。しかし、「報告書」と同様に、私も「不自然さ」を強く感じるものの、首相訪韓直前の「タイミング狙い」は、取材記者本人が「意図があった」と語らない以上、立証できる種類の問題ではないと考える。

しかし、「意図」云々はともかく、記事が宮沢首相の訪韓直前のタイミングに1面トップの「大ニュース」として紙面化されたこと自体はまちがいない。そして、記事の前文は次のように書かれていた。

日中戦争や太平洋戦争中、日本軍が慰安所の設置や、従軍慰安婦の募集を監督、統制していたことを示す通達類や陣中日誌が、防衛庁研究所図書館に所蔵されていたことが十日、明らかになった。朝鮮人慰安婦について、日本政府はこれまで国会答弁の中で「民間業者が連れて歩いていた」として、国としての関与を認めてこなかった。昨年十二月には、朝鮮人元慰安婦らが日本政府に補償を求める訴訟を起こし、韓国政府も真相究明を要求している。国の関与を示す資料が防衛庁にあったことで、これまでの日本政府の見解は大きく揺らぐことになる。政府として新たな対応を迫られるとともに、宮沢首相の十六日からの訪韓でも深刻な課題を背負わされたことになる。

「報告書」は、この日の社会面に掲載された関連記事にも「政府として新たな対応を迫られるとともに、首相の十六日からの訪韓でも深刻な課題を背負わされたことになる」とあることや、夕刊にも別に資料を掲載したことにもふれて、次のように指摘している。

したがって、朝日新聞が報道するタイミングを調整したかどうかはともかく、首相訪韓の時期を意識し、慰安婦問題が政治課題となるように企図して記事としたことは明らかである。

「朝日新聞問題」に対する「朝日バッシング」ともいうべき朝日新聞の「慰安婦」報道に対する批判では、改めてこの記事が取り上げられている。従来から朝日新聞の「慰安婦」報道を強く批判している西岡力東京基督教大学教授は、著書¹⁹（刊行は今回の「朝日新聞問題」が起きる前）で、本稿ですでに取材・報道プロセスを検討した2つの記事に「軍関与」の記事を加えて、韓国国内のみならず国際的に「慰安婦」に関する誤った理解を広めた「3点セット」と名づけている。

先に述べたように、本稿のスタンスは、問題となっている個々の記事の取材・報道のプロセスに目を凝らすところにある。したがって、「複合的影響」については、ここではふれない。

しかし、「複合的影響」を別にしても、この記事の内容はつまりは、「慰安婦についての日本政府の従来の説明は間違っていることが明らかになった」というものである。もっと端的に言えば、

¹⁹ 西岡力『よくわかる慰安婦問題』（草思社、2007年）27ページ。

「慰安婦に関して日本政府はウソをついていた」ということになる。「報告書」は下線部のように指摘しているが、「慰安婦」問題が政治課題の1つだったことは、この記事と関係なく明らかだったことを考えると、この記事の問題性は別のところにあると考えた方がいいだろう。それは、日韓の政治課題の1つである「慰安婦」問題をめぐるフレームを「ウソをついていた日本」「ウソをついていた日本の責任」にしてしまったことである。既述のように、「日本政府のウソ」や当該文書の解釈について解釈は分かれていた。にもかかわらず、朝日新聞は1面トップ記事という突出した紙面展開によって、こうしたフレームを作り出したのである。こうした取材と紙面製作が許容された背景には何があるのか。すでに提示した論点とともに後に検討したい。

4 「吉田調書」報道の取り消し——「ブレーキ」無視の暴走

「朝日新聞問題」のうち、②（福島第一原子力発電所の事故をめぐる「吉田調書」報道の取り消し）については、その問題点を論じた小文を「はじめに」の中に引用した。ここではまず公表されたPRCの「見解」の結論部分を引く。

本件は公開されていない「吉田調書」を独自に入手しての報道であり、大きな意義を持つスクープ記事だった。記事の根幹部分は1、2面で横見出しとなった「所長命令に違反 原発撤退」「葬られた命令違反」に沿う内容となっているところ、そのような事実は、取材で裏付けられた客観的な事実としては認めることはできなかった。さらに、取材記者の推測が事実のように記載されている部分もあった。取材は尽くされておらず、公正性と正確性に問題があったといわざるを得ない。

この指摘のうち、「客観的な事実」ではない部分は、私の小文でもふれた。「取材記者の推測が事実のように記載」の方は、当日2面に掲載された記事を指している。「ストーリー仕立ての記述は推測」と指摘した「見解」の批判は手厳しい。

仮に推測を記述するとしても、記事としては、吉田氏が述べていることと、記者の推測を峻別して記述し、読者に誤解が生じないようにすべきである。そして、推測を交えたストーリー展開が許される場合があるとしても、それは経験則上そうであることが推認できる場合でなければならない。前記の記事はそのような場合にあたるとはいえず、むしろ、吉田氏の語ったことと相違している。

PRCの「見解」によって私自身、初めて知った重要な事実もあった。問題の記事が紙面化される過程において朝日新聞社内部で「ブレーキ」をかける声がいくつもあったことである。むろん、「ブレーキ」は効かなかった。どのようなかたちの「ブレーキ」だったのか。そして、なぜ、その「ブレーキ」は効かなかったのか。この問いかけに答えることは、本稿の課題に深くかかわる。まずはその前提として、「見解」によって、そのプロセスを明らかにしたい。

特別報道部の担当次長は、記事組み込みの前日である5月18日、科学医療部と政治部に初報の事前チェックと、続報への取材協力を求めた。科学医療部次長、同部記者、政治部記者らが集まり、紙面用とデジタル用の予定原稿をそれぞれ約1時間かけて読み、意見交換をした。

科学医療部記者は「所長命令にどの程度強制力があるのか、位置づけがはっきりしない」「違反」と言っているのか」「指示に反して」や、「意に反して」ではどうか」といった質問や代替案を出した。担当次長は「所長命令があったことは複数の東電内部資料で裏付けられている。周りに多くの人がいて聞いていることは明らか。「違反」も「反して」も変わらない」などと説明したという。科学医療部記者の質問・代替案の趣旨は、「表現が強すぎる」ないしは「一方的ではないか」というものだっただろう。

さらに、次の部分はより重要な疑問だった。「見解」は次のように述べる。

出席者からは、デジタル用予定原稿にあった「伝言ゲームのあれのところ」という吉田氏の発言に関する質問も出た。これはどういう意味か、650人が移動するには相当なバス台数が必要なはずで、なぜ全部が第二原発に行ったのか。特報部側からは「そこは努力しているがわかっていない」「今後の課題」などとの答えがあった。

以上が、第一の「ブレーキ」である。検討会に参加した他部の記者は「吉田調書」の関連部分を読んでいなかった。にもかかわらず、予定稿を読んだだけで、こうした疑問を出したのである。

次の重要な「ブレーキ」は大阪本社の編集センターからのアピールである。編集センターは紙面のレイアウトをし、見出しをつけるセクションである。組み込み当日午後5時半以降、総合面デスクと編集者の間で、「命令」より「指示」という表現が適切ではないか」「命令を無視して逃げたというより、命令の内容が十分伝わらなかったのでは」「待機命令を聞いていることの裏はとれていいのか」「吉田氏は「命令」「撤退」という言葉は使っていないが、大丈夫か」などの会話が交わされ、午後8時すぎ、大阪の総合面デスクは東京の総合面デスクへの内線電話で、これらの疑問点を告げた。

この指摘を受けて、東京の総合面デスクは特報部に照会した。東京の総合面デスクにしても大阪側の指摘にいくぶん共感する面があったのだろう。だが、特報部の「説明」を受けて、大阪側へ「命令」については調書以外に裏付ける資料がある、「違反」は「命令とは違う場所に移動したのだから命令違反と言える」、「撤退」については「すぐに戻れない状態であり退避でなく撤退」と回答した。

大阪本社編集センターの編集者やデスクにとって判断材料は、東京から送稿されてきた記事と見出しやレイアウトを含めた東京の紙面しかない。にもかかわらず、東京側にこうした疑問を投げかけたのである。大阪では、大阪紙面のみ「所長指示通らず原発退避」という見出しも検討したが、最終的には東京の見出しに追随した。ただ、東京が2面に掲載した東京電力のコメントを、大阪の独自判断で、1面に引き上げた。

さらにこれは直接的な「ブレーキ」とは言えないかもしれないが、取材した記者が所属する特報部内から追加取材の必要性を指摘する声もあった。午後10時ごろ、早版の大刷り（紙面大のゲラ刷り）を見た特報部員が「現場は混乱していたのでは。現場の声を入れた方がいいのでは」などと取材記者2人に指摘した。しかし、追加取材は行われることはなかった。

こうした「ブレーキ」は繰り返して言えば、いずれも記事にされた「吉田調書」の該当部分を実際に読んでいた者によるものではない。しかし、いずれもまことに正当な疑問であり、追加取材の必要性の指摘にしても、むしろなぜこうした取材が行われていなかったのかという思いがする。記事はいくつもの「ブレーキ」がかけられたにもかかわらず、暴走した。

「吉田調書」報道に携わったのは調査報道に熟達した記者だったという。その彼らがなぜ、過誤を犯してしまったのか。私は、「はじめに」の中に引用した小文で指摘した「糾弾ジャーナリズム」ともいうべきものの危うさがそこにもあると考えている。次節では「糾弾ジャーナリズム」という視点を改めて提示し、これまで明らかにしてきた「朝日新聞問題」の〈初発〉の記事群の問題点を、その視点から検討したい。

5 「朝日新聞問題」と「糾弾ジャーナリズム」

きゅう-だん【糾弾】罪状や失敗などを問いただして、とがめること。

（『精選版 日本国語大辞典』小学館）

私が「糾弾ジャーナリズム」という“造語”を使ったのは、似たような言葉である「批判」との違いが頭の中にあっただけである。改めて「批判」の辞書的な意味を確認すると、次のような語釈があった。

ひ-はん【批判】①批評し判断すること。物事を判定・評価すること②裁判で判定・裁定すること。判決。③よし悪し、可否について論じること。あげつらうこと。現在では、ふつう、否定的な意味で用いられる。（同）

両者の違いは明らかである。「糾弾」は最初から「罪状」や「失敗」を前提にしている。一方、「批判」には前提としての「罪状」や「失敗」があるわけではない。現在では否定的な意味で使われるが、それでも物事の吟味が先行している。私が「糾弾ジャーナリズム」という言葉に込めた含意は、こうした「糾弾」と「批判」との違いにかかわる。事実関係の吟味を行う前に、前のめりの「糾弾」のまなざしを持った取材・報道のあり方を「糾弾ジャーナリズム」と呼びたい。

ここまで本稿で「朝日新聞問題」の〈初発〉の記事群を検討して来た中から浮かび上がってきた問題を、以下整理しよう。

- ① 元慰安婦をめぐる「吉田証言」取材・報道における「先入観」

- ② 元慰安婦の証言報道における「寄り添うこと」
- ③ 「軍関与」の記事における「フレーム」作り
- ④ 福島第一原発事故の「吉田調書」報道における「ブレーキ」無視の暴走

これらには、共通しているのは、最初から「対象」の「罪状」あるいは「失敗」についてのある種の思い込みがあったことである。別の言い方をすれば、そこには「出来事」を糾弾のまなざしで見える視線があった。

①については、先に「なぜそのような先入観を持ったのか、そしてなぜ持ち続けたのか」という問いを設定した。ここで「先入観」とは、戦時下、日本政府ないしは日本軍が朝鮮人慰安婦の強制連行をしたとしてもおかしくない、あるいはしたに違いないというものである。その「先入観」が吉田清治なる人物の語りを大きなニュースとして取り上げさせることになった。そして、なぜそのような「先入観」を持ったのか、持ち続けたのかとえば、「朝鮮半島を植民地とし、朝鮮人を抑圧した戦前・戦中の日本」という糾弾すべき「日本の罪状」が前提にあり、そこから「慰安婦」問題を見るまなざしが、あらかじめ取材・報道にかかわった人たちにあったからである²⁰。

②についても基本的には同じ構図があるだろう。さらに、ここでは元慰安婦の問題を解決しようとしなかった戦後の日本政府にも糾弾のまなざしが向けられた。名乗り出た元慰安婦に「寄り添うこと」が、糾弾を可能にする立ち位置になる。

③の「フレーム」作りの場合も、糾弾すべき対象として「ウソを付いていた日本政府」が事実上、指定されていた。素材となった文書は、その視点から「解釈」され、結果、1面トップの大ニュースが出来上がったのである。

④に関する糾弾のまなざしについては、「はじめに」の中に引いた小文で述べた通りである。そこには「糾弾すべき対象としての東電」がまずあった。その結果、吉田所長の「私は2F〔福島第2原子力発電所〕に行けと行ったつもりはなかった」という片言隻句に飛びつき、壮大な「ストーリー」を組み立てた。PRCの「見解」によって本稿で論じた「ブレーキ」無視の暴走も、やはりこの糾弾のまなざしの結果と言っていい。「ブレーキ」をかける声は、糾弾のまなざしの持ち主にはノイズにしか聞こえなかったのである。

「朝日新聞問題」の〈初発〉の記事群の問題点が、「糾弾ジャーナリズム」によって惹き起こされたことは明らかと言えるだろう。

ところで、「糾弾ジャーナリズム」が、「あるべきジャーナリズム」という規範的視点から見ても、逸脱したものであること——当然と言えば、当然だが——一応、確認しておきたい。もっとも「あるべきジャーナリズムとは何か」、あるいは「この社会において、どのようなジャーナリズム活動が望ましいのか」という問いへの答えは、問いかける側の関心や立場によってさまざまであろう。

²⁰ 誤解を避けるために付言しておく。私自身、日本が朝鮮半島を植民地にしたこととそれに伴って、韓国・朝鮮人に苦痛を与えたことに対して、正しい歴史認識を持つべきだと考えている。しかし、そのことと、具体的な対象として「慰安婦」問題を取材・報道する次元とは当然異なる。

ここでは、いくぶん便宜的に『ジャーナリズムの原則』（原題は、The Elements of Journalism）という本²¹を参照しよう。同書は、「ジャーナリズムの目的は、人びとが自由であり、自らを統治するうえで必要な情報を提供することである」としたうえで、次の9つの原則をあげている。

1. ジャーナリズムの第一の責務は真実である。
2. ジャーナリズムは第一に市民に忠実であるべきである。
3. ジャーナリズムの真髄は検証の規律である。
4. ジャーナリズムに従事する者はその対象からの独立を維持しなければならない。
5. ジャーナリズムは独立した権力監視役として機能すべきである。
6. ジャーナリズムは大衆の批判および譲歩を討論する公開の場を提供しなければならない。
7. ジャーナリズムは重大なことをおもしろく関連性のあるものとするよう努力しなければならない。
8. ジャーナリズムはニュースの包括性および均衡を保たなくてはならない。
9. ジャーナリズムに従事する者は自らの良心を実践することを許されるべきである。

ここには、「公正」「公平」「客観性」といったなじみの言葉が登場していない。この点について、著者は「公正性やバランスなどといったなじみぶかく、便利な理念はジャーナリズムの基本的原則としてあつかうにはあまりにもあいまいである」「客観性についての概念もめっちゃめっちゃにされており、今ではたいてい、それが是正すべき問題そのものを示す言葉として使われている」と述べている。この主張はうなずける。しかし、第一原則に登場する「真実 truth」は、「真実とは何か」と問いかけたとき、答えは容易ではない。著者の含意は、迫るべき目標としての「真実」というところにあるのだろう。

いずれにせよ、「糾弾ジャーナリズム」は、ここに暫定的に掲げた「ジャーナリズムの原則」から逸脱していることは明らかである。とりわけ、第3原則の「検証の規律」と第8原則の「ニュースの包括性および均衡」に注目しておきたい。

『ジャーナリズムの原則』の第4章は「検証のジャーナリズム」と題されていて、第3原則を敷衍している。その内容から考えると、「検証の規律」と訳されている原語は、discipline of verification と思われる。つまり、ジャーナリストは取材した内容が正しいかどうか確認するための体系的な方法を身につけなければならないということである。「まず糾弾ありき」の「糾弾ジャ

²¹ ビル・コヴァッチ、トム・ローゼンスティール『ジャーナリズムの原則』（加藤岳文、斎藤邦泰訳）日本経済評論社、2002年。米国で組織された「危惧するジャーナリスト委員会 Committee of Concerned Journalists」（C C J）が開いたフォーラムや「卓越するジャーナリズムのためのプロジェクト Project for Excellence in Journalism」（P E J）などの成果から生まれたもので、共著者はともにジャーナリストで、コヴァッチはC C J議長、ローゼンスティールはP E Jの事務局長。引用は同書6～7ページ。

ーナリズム」は、こうした discipline と相反する。

第8原則については、同書第9章「包括的かつ均衡したニュースをつくる」が、その説明である。大航海時代の地図作りにととえて、著者は「ジャーナリズムは、私たちの現代の地図である」と述べる。「ニュースの包括性および均衡」は、要するにニュースの選択にあたっては偏向を避け、適正な価値判断をしなければならないということである。「糾弾ジャーナリズム」は、この意味の「ジャーナリズムの原則」に抵触する。

おわりに watchdog を超えて

ここまで「朝日新聞問題」を「糾弾ジャーナリズム」批判の視点から検討してきた。「糾弾ジャーナリズム」はもちろん、前節後半でふれたように、「あるべきジャーナリズム」からの逸脱である。その意味で、それはジャーナリズムの「病理」現象と言える。しかし、あらゆる「病理」がそうであるように、「病理」は「生理」と無縁ではない。本稿を閉じる前に、ジャーナリズムの「生理」と「糾弾ジャーナリズム」との関連にふれておきたい。

ジャーナリズムの最大の役割を「権力批判」ないしは「権力監視」とする考え方がある。いや、「ある」というより、ジャーナリズムを論じるときの「常識」とさえ言えるかもしれない²²。前節で引いた『ジャーナリズムの原則』が挙げた9つの原則の5番目にも「ジャーナリズムは独立した権力監視役として機能すべきである」とある。私自身、その役割を否定するつもりはまったくない。「権力批判」ないしは「権力監視」の役割は、ジャーナリズムの正常な働きという意味で「生理」と言っていいたい。

ジャーナリズムの役割を権力の watchdog（番犬＝監視者）とする議論は、もともと米国におけるジャーナリズムの実践の中から生まれたものだろう。それは、言論・表現の自由²³と結びついて、民主主義を実現・維持するために不可欠なものとされてきた。ここで権力とは何よりも政府に代表される国家権力だった。そして、米国のジャーナリズムは国家権力に対する watchdog として輝かしい実績を残してきたのである。

そうしたジャーナリズムの役割は——私自身は、後に述べる理由で、「最大の」という形容を付すことには躊躇するのだが——今も減じていない。しかし、ジャーナリズム＝watchdog 論が生まれた時代と現代とでは、国家（政府）と国民との関係が大きく変貌していることにも留意すべきで

²² この種の言明は、ジャーナリズム論に類する本に見出すことはたやすい。たまたま手元にある青木理『青木理の抵抗の視線』（トランスビュー、2014年）では、フリーランスのジャーナリストとして活躍する著者が、NHK問題にふれて「メディアの最大の役割が権力の監視にあるという大原則は絶対に譲れない」と語っている（同書40ページ。ここでは「メディア」という言葉が使われているが、これはそのまま「ジャーナリズム」に置き換えられる）。

²³ 米国が合衆国憲法修正第1条で、言論・表現の自由などを制限する法律の制定を禁じたのは1791年のことである。

はないだろうか。「福祉国家」における政府の役割は多様化し、拡大の一途をたどった。そこでは、近代政治理論における「政府対人民」というシンプルな対立図式は多くの場合、問題解決に有効ではない。

政治哲学や社会哲学の領域では、すでに早い時期から、こうした状況に応えるべく、さまざまな営為が行われて来ているように思う。私自身、まったくの門外漢だから、そうした営為について語ることはできないが、「権力」のとらえ方一つにしても、新しい見方が定着しているのではないか。たとえば、多様な角度から現代社会に切り込んでいる東浩紀氏が、当時大きな問題になっていた住民基本台帳ネットワークなどにふれて、「いまのマスコミは一種の失語状態に陥っているように見える」として、次のように書いたのは、すでに12年以上も前のことである。

その理由の第一は、そこで立ち上がりつつある新たな権力が「偏在化」「分散化」し、国家対市民という図式では批判できないということである。情報化＝セキュリティ化時代の権力は、国家という能動的な存在が市民という受動的な存在を監視し抑圧する、という単純な枠組みで捉えることができない²⁴。

「権力監視」「権力批判」は、適切なかたちで行われている限りはジャーナリズムの「生理」である。しかし、「権力監視」「権力批判」は「政府対人民」あるいは「国家対国民」の対立図式を内包している。そこでは、往々にして「権力」である「国家＝政府」の「罪状」や「失敗」の蓋然性が前提とされがちである。こうして「権力監視」「権力批判」というジャーナリズムの「生理」は、「糾弾ジャーナリズム」という「病理」につながる。

「政府対人民」の対立図式はそもそもリベラリズムのものだろう。リベラリズムの政治思想に対する有力な対抗思想にコミュニタリアニズムがある。20世紀後半の米国で生まれた。「共同体主義」と呼ばれることがあるように、共同体 community の価値を重視する思想である。ジャーナリズム論の分野でもコミュニタリアニズムの見地から「あるべきジャーナリズム」を考える論者がいる。サンドラ・L・ボーデンもその一人である。彼女は、ジャーナリズム倫理をテーマにした共著書²⁵の中で、次のように述べている。

ジャーナリズムの究極の目的は、リベラリズムの枠組みの中で典型的にそれに帰せられるwatchdogの機能より、もっと基本的なものであり、もっと過重なものである。[コミュニタリアニズムの見地から考えると] 私たちはジャーナリズムの目的について、一つの拡張した概念にたどり着く。この目的

²⁴ 東浩紀『情報環境論集 東浩紀コレクションS』（講談社、2007年）22ページ。この部分の初出は、『中央公論』2002年8月号。

²⁵ Sandra L. Borden, “The Moral Justification for Journalism” *Journalism Ethics : a Philosophical Approach*, Christopher Meyers, edit, Oxford University Press, 2010, 53～68ページ。引用は、同書54ページ。

は、権力の濫用を単に市民に警告すること——道徳的義務によって求められる極小のもの——を超えることに行き着く一つの使命であることを強調する。そして、その極小なものに代わって、市民がよき生活を営むことを助けるという、より道徳的に野心のある目標を抱いているのである。

私自身ながら個人の自由を基本に置くりベラリズムの思想になじんできたから、コミュニタリアニズムの考え方総体には違和感がある。しかし、ことジャーナリズムの役割という面では、ここに述べられた「市民がよき生活を営むことを助ける」という主張はうなずける。ジャーナリズムは、私たちの生きる社会をより健全なものにするために不可欠な人間の営みなのである。課せられた役割を果たすために、ときに政府をはじめとした行政機関や大企業を批判することあるだろう。だが、それ自体が目標ではないのだ。

「朝日新聞問題」について「糾弾ジャーナリズム」の視点から検討した本稿は、朝日新聞社が設けた第三者機関の委員会が公表した「意見書」「見解」に多く拠っている。2つの委員会の委員の精力的な調査活動に改めて敬意を表明したい。

最後に、「慰安婦問題委員会」の2人の委員が「報告書」に付した個人的な見解と、「信頼回復と再生の委員会」に社外委員として加わった江川紹子氏と国広正氏の「メッセージ」の一部を紹介して、擱筆したい。ここでは「糾弾ジャーナリズム」という言葉はむろん使われていないが、その主張は本稿の趣旨と重なるところがある。

岡本行夫委員は、「記事に「角度」をつけ過ぎるな」として、次のように書いている。

当委員会のヒアリングを含め、何人もの朝日社員から「角度をつける」という言葉を聞いた。「事実を伝えるだけでは報道にならない。朝日新聞としての方向性をつけて、初めて見出しがつく」と。事実だけでは記事にならないという認識に驚いた。[……]

新聞社に不偏不党になれと説くつもりはない。しかし、根拠薄弱な記事や、「火のないところに煙を立てる」行為は許されまい。

次に、北岡伸一委員の見解。6点にわたって朝日新聞社の報道姿勢について厳しい批判をしている。次は、その3点目。

第三に指摘したいのは、物事をもっぱら政府対人民の図式で考える傾向である。権力に対する監視は、メディアのもっとも重大な役割である。しかし権力は制約すればよいというものではない。権力の行使をがんじがらめにすれば、緊急事態における対応も不十分となる恐れがある。また政府をあまり批判すると、対立する他国を利して、国民が不利益を受けることもある。権力批判だけでは困るのである。

江川紹子氏と国広正氏の「メッセージ」は、「信頼回復と再生のための行動計画」が発表された1月6日付朝日新聞朝刊に掲載された。まず、江川氏。

権力監視は、これからも重要です。ただ、権力のありようは以前より多様化しています。国家機関が情報を独占し、秘密保護を強化する領域が存在する一方、役所と市民が協働関係にある分野もあります。見つめる記者には、強い使命感に加え、しなやかな思考と柔軟な発想も求められます。

最後に、国広氏。

朝日新聞の問題は、「権力を監視しなければならない」という過剰な使命感が職業倫理に優先し、自らのストーリーに合う事実をつまみ食いし、不都合な事実から目をそらすフェアでない記事が大きな見出しで載る点にあります。